

答 申 書

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が行った平成29年度豊橋市民センター収支計算書4月～3月の人件費の内訳が分かる資料の一切及び連絡調整会議の会議録年度内の全てを非公開（文書不存在）としたことは、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求までの経過

ア 平成30年9月22日 公文書公開請求

平成29年度豊橋市民センター収支計算書4月～3月毎月の人件費の内訳が分かる資料の一切及び連絡調整会議の会議録年度内の全てに係る公文書公開請求

イ 平成30年9月25日 公文書非公開決定

対象公文書を「平成29年度豊橋市民センター収支計算書4月～3月毎月の人件費の内訳が分かる資料の一切」、「連絡調整会議の会議録 年度内の全て」と特定した上で、請求に係る文書が存在しないため非公開とする旨の公文書非公開決定を行った。

ウ 平成30年12月18日 審査請求

(2) 審査請求の内容

ア 審査請求の趣旨

前記公文書非公開決定処分に対して、公開しないこととした処分を取り消すとの裁決を求める。

イ 審査請求の理由

審査請求人（以下「請求人」という。）の主張を、平成30年12月18日付け審査請求書及び令和元年6月17日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。

(ア) 実施機関である市長は、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項に該当するとして、公文書非公開決定をしている。

(イ) 実施機関である市長は、公開しないこととした理由について、請求に係る文書が存在しないためと説明するが、当該文書は豊橋市民センターの指定管理者が保有している文書であり、実施機関である市長は指定管理者の管理運営を監督する立場にあるため、当該文書を指定管理者から取得する義務がある。

(ウ) 本件の非公開決定は、条例第1条に規定する「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」という目的に反している。

また、市民の知る権利を尊重する観点からも、実施機関である市長は当該文書を指定管理者より取得した上で公文書公開決定を行い、説明責任を果たす必要がある。

(エ) 指定管理者における人員体制は、豊橋市民センターの管理に関する協定書において連絡調整会議で報告等を行う事項として規定されており、職員の数、人件費等に変更があれば市長は指定管理者より報告を受けるため、当該文書が存在しないとは考え難い。

(オ) 以上の理由により、公文書非公開決定は取り消されるべきである。

### 3 実施機関である市長の主張の要旨

実施機関である市長の主張を、平成31年1月18日付けの弁明書及び令和元年6月17日の本審査会における調査から要約すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成29年度豊橋市民センター収支計算書4月～3月毎月の人件費の内訳が分かる資料及び平成29年度連絡調整会議の会議録である。

(2) 非公開とした理由

ア 公文書公開請求は、条例第2条第2号に規定する公文書の定義のとおり実施機関が保有しているものを対象としているため、実施機関が保有していない文書を取得し、公文書公開決定又は公文書非公開決定をすることを義務付けるものではない。

イ 「平成29年度豊橋市民センター収支計算書4月～3月毎月の人件費の内訳が分かる資料」は、実施機関である市長が作成すべき公文書でなく、また、実施機関である市長はその文書を指定管理者より取得して保有しているものではない。

したがって、条例第10条第2項に該当する。

ウ 「平成29年度連絡調整会議の会議録」は、平成29年度に連絡調整会議を実施しているが、その内容を記載した会議録を実施機関である市長は作成していない。

したがって、条例第10条第2項に該当する。

エ 以上の理由により、公文書非公開決定を行ったものである。

#### 4 審査会の判断

(1) 審査の指針

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（条例第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分に尊重した上で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければ

ばならないとしている（条例第3条）。

そして、条例第6条第1項は、公文書の原則公開を定めるとともに、公開請求に係る情報が非公開情報に当たるかどうかの判断権を実施機関が有することを規定している。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 「平成29年度豊橋市民センター収支計算書4月～3月毎月の人件費の内訳が分かる資料」について

実施機関である市長の説明によれば、実施機関である市長は審査請求人が求める当該公文書を保有していないということであるが、その説明に不自然・不合理な点はない。また、当該公文書を隠匿しているという合理的な疑いもない。

なお、請求人は、当該文書を実施機関である市長が保有していないことを前提に、豊橋市民センターの指定管理者より当該文書を取得して公開決定等をすべきと主張するところ、この点については、(3)にて後述する。

イ 「平成29年度連絡調整会議の会議録」について

当該公文書についても、作成していないとする実施機関である市長の説明に不自然・不合理な点はない。また、当該公文書を隠匿しているという合理的な疑いもない。

なお、本審査会にて、実施機関である市長に対し調査をしたところ、会議録そのものは作成していないが、指定管理者から提出された報告書に連絡調整会議における発言等を書き込んだ文書を保有し、組織内で共有していることが確認できた。

本審査会は、実施機関である市長が当該公文書を不存在とした決定については、結論として妥当であると判断するが、本件公文書公開請求における文

書特定の在り方に問題があると思料するため、この点については、(6)の付記にて後述する。

ウ 以上より、実施機関である市長は、本件対象公文書を保有していないものと認められる。

(3) 文書を取得すべき義務について

ア 請求人は、「平成29年度豊橋市民センター収支計算書4月～3月毎月の人件費の内訳が分かる資料」を指定管理者より取得し、公文書公開決定を行うべきであると主張する。

イ 地方公共団体の情報公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第25条の規定により、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないとされているところ、地方公共団体が公文書の公開に関する条例を制定するに当たり、どのような請求権を認め、その要件や手続をどのようなものとするかは、基本的には当該地方公共団体の立法政策にゆだねられているところである（最高裁判所判例（最三小判平成13年12月18日）参照）。

したがって、どのような請求権を認め、その要件や手続をどのようなものとするかは、立法政策にゆだねられている以上、情報公開請求権の内容は、各地方公共団体によって異なることが予定されているものである。

ウ これを条例について検討するに、条例第2条第2号において公文書公開請求の対象とする公文書は、「実施機関が保有しているもの」と定義されているところ、条例には実施機関が文書を保有していない場合に当該文書を取得して公文書公開決定等をするという規定も存在しない。

したがって、条例上、実施機関が保有していない文書を、新たに取得して公開決定等をする義務は存在しないため、本件においても、実施機関である市長が、豊橋市民センターの指定管理者より、「平成29年度豊橋市民センタ

一収支計算書4月～3月毎月の人件費の内訳が分かる資料」を取得して公開決定等をすべき義務は存在しない。

(4) よって、本件において実施機関である市長は、本件対象公文書を保有しておらず、本件公文書非公開決定は、妥当である。

(5) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(6) 付記

本件において、請求人の公文書公開請求書の文書件名欄は、「連絡調整会議の会議録 年度内の全て」となっているが、前述のとおり、本審査会による調査により、会議における発言等を記録し、組織として共用している文書が存在していることが確認できた。当該文書は公文書に該当し、また、少なくとも会議録に類する文書であると考えるのが相当である。

そして、本件においては、実施機関である市長が公文書公開請求の際、当初から請求人が求める文書の内容を確認し、会議録に類する文書を保有していることを教示するなどの対応も行い得たものと考えられる。今後は、公文書公開請求の対象となる文書の特定に際しては、公開請求者の意図を十分に把握し、適切に対応することが望まれる。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
3 1 . 2 . 1	○諮問（第 9 3 号）
1 . 6 . 1 7	○口頭意見陳述の実施 ○審査
1 . 1 1 . 8	○答申内容の決定

【豊橋市情報公開・個人情報保護審査会（全体会）】

委員（会長）	庄 村 勇 人
委員	河 邊 伸 泰
委員	見 目 喜 重
委員	松 村 享